

議案第47号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

清水町長 阿部一男

## 清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例）

15 新型コロナウイルス感染症の影響により第17条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険税の全部又は一部について減免する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。